8月9日(日)は埼玉県知事選挙の投票日

投票時間は 午前7時～午後8時

8月9日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です。今後の県政を担う人を決める大切な選挙です。一人ひとりが重要性を十分に認識し、貴重な一票を投じましょう。

投票

投票用紙は、1名の候補者氏名を記載し、投票箱へ投函してください。

【代理投票と点字投票】

手が不自由で文字を書くことができない方には代理投票の制度が、また、目の不自由な方には点字投票の制度があります。投票所の係員にお申しつけください。

投票所(市内30か所)

該当する投票所は、選挙管理委員会から郵送される「投票所入場整理券」に記載してあります。投票日当日は、記載されている投票所以外での投票はできませんので、ご注意ください(各投票所の案内図は広報さやま6月号の4・5ページをご覧ください)。

投票できる方

平成7年8月10日以前に生まれた方のうち、27年4月22日までに狭山市に転入を届け、選挙人名簿に登録されている方で、引き続き狭山市に住んでいる方です。7月14日以降に市内で転居した方は、旧住所地の投票所での投票となります。

また、8月9日(投票日)以前に県外に転出した方は投票できません。なお、選挙人名簿に登録されている方で、県内のほかの市町村に住所を移した方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示して投票することができます。

入場整理券を郵送します

◆発送時期…7月下旬

投票所入場整理券は、はがきで発送します。はがきには、4名分までの入場整理券と期日前投票宣誓書が印刷されています。投票所にお出かけの際は、ご自分の整理券を切り離してお持ちください。

入場整理券が届かない方や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお知らせください。

選挙公報

各候補者の公約や経歴をお知らせします。選挙公報は、7月下旬の朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、埼玉新聞の朝刊に折り込む予定です。スポーツ新聞などには折り込みません。

また、選挙公報は、市役所、地区センター、公民館、郵便局、コンビニエンスストア(一部を除く)などでも入手できるほか、7月24日(金)以降、ホームページでもご覧いただけます。

※選挙公報が必要な方は選挙管理委員会までご連絡ください

期日前投票

仕事や旅行、病気などの理由で、8月9日(日)に投票できないと見込まれる方は、期日前投票をすることができます。ご自分の入場整理券下部の期日前投票宣誓書に必要事項を記入のうえ、お持ちください。

なお、入場整理券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日前日の8日(土)まで、土・日曜日も投票できますので、都合のよい日時にお越しください。

市役所1階エントランスホール

期間	時間
7月24日(金)～8月8日(土)	午前8時30分～午後8時

市民会館1階一般休憩室

期間	時間
8月4日(火)～8日(土)	午前9時30分～午後7時

遠隔地(滞在地)での不在者投票

投票日当日、期日前投票期間に仕事や旅行などで国内の他市区町村に滞在している方が、滞在先で不在者投票をする際は、滞在先の選挙管理委員会で入手できる「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入して狭山市選挙管理委員会へ請求してください。投票用紙を滞在先へ郵送します。

市内指定施設

都道府県の選挙管理委員会に指定された病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、申し出ることで、施設内で不在者投票ができます。市内の指定施設は、次のとおりです。

施設名称	電話番号
入間川病院	☎2958-6111
大生病院	☎2957-1141
狭山神経内科病院	☎2950-0500
至聖病院	☎2952-1000
埼玉石心会病院	☎2953-6611
かがやき	☎2952-1001
大樹の家	☎2955-2941
ジョアン宮地の里	☎2900-3600
家族倶楽部(くらぶ)	0120-607-013
さくら	☎2950-0606

投・開票速報

投・開票速報は、ホームページとモバイルサイトでご覧になれます。また、電話でも速報を行います。開票は即日開票で、午後9時から智光山公園内の市民総合体育館で行う予定です。開票速報は開票会場でも掲示します。

【投票速報】
午前9時から2時間おきに、確定まで

【開票速報】
午後10時から30分おきに、確定まで

【速報電話番号】(投・開票日のみ)
速報係へ☎2953-1111(代)

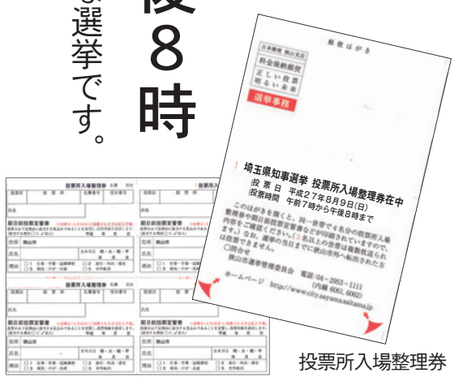

投票所入場整理券

告示日と選挙運動期間

告示日7月23日(木)
選挙運動期間7月23日(木)～8月8日(土)
※市内222か所に選挙運動用ポスターの公営掲示場を設置します。倒れたり破損したりしている掲示板を見つけたときは、選挙管理委員会までご連絡をお願いします

選挙の「めいすい」くん

郵便などでの不在者投票

身体に重度の障害などがあり、投票に行けない方が郵便で投票できる制度です。利用するためには一定の要件があり、あらかじめ選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

身体障害者手帳をお持ちの方
① 両下肢、体幹、移動機能の障害が1級か2級
② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級か3級
③ 免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級

戦傷病者手帳をお持ちの方
① 両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症
② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害が特別項症から第3項症

介護保険証をお持ちの方
① 要介護5

◎ 投票の代理記載 ◎

上記の対象者のうち、上肢または視覚の障害の程度が1級の方などは、選挙権のある方の中から代理記載人を定め、選挙管理委員会に届け出ることで、代理記載による投票ができます。

投・開票速報はホームページとモバイルサイトでご覧いただけます。

モバイルサイトは、ドコモ、au、ソフトバンク、Y!mobileを含む、インターネットの利用が可能なすべての機種に対応しています。

モバイルサイトの二次元コード

問合せ 選挙管理委員会へ 内線6061